

## 軽費老人ホームの事務費引上げについてのお願い

平素より、軽費老人ホームの運営に格別のご配慮を賜りますこと厚く御礼申し上げます。

福岡県におきましても、65歳以上の高齢者の数が増加しているところであり、経済的或いは身体的生活環境を理由として、福祉的措置を必要とする方の数も増加してきております。このような中で私ども軽費老人ホームと致しましても入所者の方の自立を目指して日々努力を重ねておりますが、近年、各種運営経費が増嵩してきていることから、大変厳しい事業運営を強いられている現状となっております。運営における日々の支出の節約につきましては当然ながら努力はしておりますが、必要な修繕等も十分に行うことも儘ならず、入所者に対する福祉サービスの質を維持することがいよいよ困難な状況となってきております。

また、現場職員の給与についても改善することができず、他産業との比較におきましても、人材確保につきましては非常に苦慮している現状があります。

このような中で、政府が昨年11月に取りまとめた経済対策及び令和3年度補正予算において、医療・介護・保育・幼児教育・障害福祉職員の給与の公的価格の引き上げによる処遇改善を行うこととされ、そのうち介護職員については、介護保険財源を恒久財源とした賃金の引き上げとなっております。このことから、今般の給与の公的価格の改善の対象となる職員は、「介護報酬上のサービスを行う介護職員」のみが対象とされており、軽費老人ホームの職員は対象に含まれておりません。

この事実を受け、現場職員は、給与がもともと介護保険の対象施設に比べて低い水準にあることに加え、同じ高齢者福祉・介護を担う職員でありながらも処遇改善の対象とならないことに深い失望を隠しきれないでいます。その姿を目の当たりにしている、私達事業者としても、職員のモチベーションの維持向上を図り、必要な人材確保を行い、以って、本来の高齢者福祉を充実させていくことがもはや不可能となってしまうのではと非常に大きな危惧を抱いております。

そのような中、政府においては、軽費老人ホームの職員についても必要な処遇改善を図ることが重要であるとの政策判断をいただき、厚生労働省から関係自治体に対して発出されました令和3年12月24日付け老高発1224第1号「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」の中で、老人保護措置費に係る支弁額等（軽費老人ホームの職員の処遇改善を図るための事務費等の基準）につきましては適切に改定いただくよう依頼がなされたとともに、この改定を行った場合に生じる費用につきましては、令和4年度から地方交付税措置を講じることとされた旨が明らかにされております。

つきましては、地域の高齢者福祉の水準を維持発展させるためにも、軽費老人ホームの事務費単価の増額等を以って職員給与の改善等を図ることが可能となるよう切にお願い申し上げます。

令和4年1月12日

福岡県知事

服部 誠太郎 様

福岡県老人福祉施設協議会

会長 永原 澄弘

## 軽費老人ホームの事務費引上げについてのお願い

平素より、軽費老人ホームの運営に格別のご配慮を賜りますこと厚く御礼申し上げます。

福岡県におきましても、65歳以上の高齢者の数が増加しているところであり、経済的或いは身体的生活環境を理由として、福祉的措置を必要とする方の数も増加してきております。このような中で私ども軽費老人ホームと致しましても入所者の方の自立を目指して日々努力を重ねておりますが、近年、各種運営経費が増嵩してきていることから、大変厳しい事業運営を強いられている現状となっております。運営における日々の支出の節約につきましては当然ながら努力はしておりますが、必要な修繕等も十分に行うことも儘ならず、入所者に対する福祉サービスの質を維持することがいよいよ困難な状況となってきております。

また、現場職員の給与についても改善することができず、他産業との比較におきましても、人材確保につきましても非常に苦慮している現状があります。

このような中で、政府が昨年11月に取りまとめた経済対策及び令和3年度補正予算において、医療・介護・保育・幼児教育・障害福祉職員の給与の公的価格の引き上げによる処遇改善を行うこととされ、そのうち介護職員については、介護保険財源を恒久財源とした賃金の引き上げとなっております。このことから、今般の給与の公的価格の改善の対象となる職員は、「介護報酬上のサービスを行う介護職員」のみが対象とされており、軽費老人ホームの職員は対象に含まれておりません。

この事実を受け、現場職員は、給与がもともと介護保険の対象施設に比べて低い水準にあることに加え、同じ高齢者福祉・介護を担う職員でありながらも処遇改善の対象とならないことに深い失望を隠しきれないでいます。その姿を目の当たりにしている、私達事業者としても、職員のモチベーションの維持向上を図り、必要な人材確保を行い、以って、本来の高齢者福祉を充実させていくことがもはや不可能となってしまうのではと非常に大きな危惧を抱いております。

そのような中、政府においては、軽費老人ホームの職員についても必要な処遇改善を図ることが重要であるとの政策判断をいただき、厚生労働省から関係自治体に対して発出されました令和3年12月24日付け老高発1224第1号「老人保護措置費に係る支弁額等の改定について」の中で、老人保護措置費に係る支弁額等（軽費老人ホームの職員の処遇改善を図るための事務費等の基準）につきましても適切に改定いただくよう依頼がなされたとともに、この改定を行った場合に生じる費用につきましても、令和4年度から地方交付税措置を講じることとされた旨が明らかにされております。

つきましては、地域の高齢者福祉の水準を維持発展させるためにも、軽費老人ホームの事務費単価の増額等を以って職員給与の改善等を図ることが可能となるよう切にお願い申し上げます。

令和4年1月12日

自由民主党福岡県支部連合会  
会長 原口 剣生 様

福岡県老人福祉施設協議会  
会長 永原 澄弘